

議案第 98 号

上越市児童館条例の一部改正について

上越市児童館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市児童館条例の一部を改正する条例

上越市児童館条例（昭和 46 年上越市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表高志児童館の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。